商品概要説明書

多目的ローン

（2026 年４月１日現在）

商品名	多目的ローン
ご利用いただける方	○当ＪＡの組合員の方。 ○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。 なお、当ＪＡが定める条件を満たしている方を連帯保証人としていただく場合は、ご本人の最終償還時の年齢が満 80 歳以上でも、連帯保証人の方の最終償還時の年齢が満 80 歳未満であればお借入が可能となります。 ○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○原則として、勤続（または営業）年数が１年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方。 ○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要とする一切のご資金とし、資金使途の確認可能なものとします。ただし、負債整備資金、営農資金、事業資金、個人間売買による購入等は除きます。 （例）家電製品、呉服、家具、寝具、楽器、美術品等のご購入、ご結婚、ご出産、歯科診療、その他生活の向上に必要な資金、ＪＡで納付される相続税・贈与税
借入金額	○10 万円以上 500 万円以内、１万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、次の条件を満たしている方とします。 ①無担保のお借入総額（当ＪＡ内および他金融機関分）が、前年度税込年収の範囲内であること。 ②当ＪＡの定める基準により算出した年間元利金ご返済可能額が、本ローンの年間返済額以上であること。 ③本ローンを含むＪＡからの無担保借入金の合計額が、当ＪＡの定める範囲内であること。
借入期間	○６か月以上 10 年以内とします。ただし、１か月単位とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（当ＪＡ所定の短期プライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10 月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 お借入後の利率は、４月１日および 10 月１日の基準金利（当ＪＡ所定の短

<table>
<tr><td></td><td>期プライムレート）により、年２回見直しを行い、６月・12 月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。
【固定金利型】
お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
お借入時の利率は、３月１日、６月１日、９月１日および 12 月１日の基準金利（当ＪＡ所定の短期プライムレート）により、年４回見直しを行い、４月１日、７月１日、10 月１日および１月１日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年２回返済方式（正組合員の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年２回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、１万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○原則として不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（兵庫県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>保証料</td><td>○次のいずれかよりご選択いただけます。
①前払方式
ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。
【准組合員の方で、お借入額 100 万円、お借入利率 3.000%の場合の一括支払保証料（例）】
<table>
<tr><td>お借入期間</td><td>１年</td><td>３年</td><td>５年</td><td>７年</td></tr>
<tr><td>保証料（円）</td><td>7,960</td><td>22,752</td><td>37,831</td><td>53,198</td></tr>
</table>
②後払方式
当ＪＡへお支払いいただく利息の中から当ＪＡが保証機関へ支払います。
この場合、お借入利率は年 1.45%（准組合員の方へのご融資の場合）上乗せされた利率が適用されます。</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済</td><td>○ご希望により当ＪＡ所定の３種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。
<table>
<tr><td>団体信用生命共済名</td><td>加算利率</td></tr>
<tr><td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.25%</td></tr>
<tr><td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.40%</td></tr>
<tr><td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.35%</td></tr>
</table>
○ご加入に際しては、健康状態を告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</td></tr>
</table>

９大疾病補償保険	○ご希望により「９大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.60％
手数料	○ご融資の際、０円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合…０円 ②一部繰上返済の場合…０円 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部（電話：０７９０－７２－１２３４）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：０７８－３４１－８２２７） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡハリマ